

パブリックコメントの結果（意見の概要と意見に対する考え方）

資料1-1

No.	受付日	意見の概要	意見に対する市の考え方	結果
1	H28. 10. 12	重点戦略として①人口減少の克服②地方創生としたことは結構なことですが、基本目標の中で、「産業が創る地域の誇り、活力みなぎる賑わいのまちづくり」については抽象的な表現となっています。市民がより理解しやすいように、付記として項目ごとに具体的な説明をつけたいかがでしょうか。	基本目標の6つの項目ごとに説明を加えているほか、主な取り組み内容を記載しております。また、より具体的な施策は、基本計画に掲載する予定です。	
2	H28. 10. 12	今までのように単なる役所で作った「計画構想」となっており、観光客、就労人口、児童数など、人口は減少の一途をたどっている状況で、謳い文句だけで厳しいのではないのでしょうか。	基本構想の立案については、総合計画審議会の意見を踏まえながら作成してきたものです。第2次村上市総合計画は人口減少問題対策を重点課題とした基本構想を基礎として計画されており、これに基づく基本計画や実施事業においてもその主旨をふまえた計画や事業実施が行われると考えます。	
3	H28. 10. 12	行政、業界（企業）市民が一体となって取り組み、実効を上げることが肝要で、市行政の指導力に期待します。	ご意見としてお受けします。 ご指摘のとおり、官民連携のもと、実効性を高めていくことが必要と考えます。	
4	H28. 10. 12	構想倒れにならないよう殆どの市民の理解と協力を得るように徹底していただきたいと思えます。	第2次村上市総合計画の策定については、計画の分かり易さを第一に考えて策定を進めております。なお、総合計画策定の折には、その周知に努めます。	
5	H28. 10. 12	姉妹都市の鯖江は無論、人口減少の下げ幅の少ない市や町の取組を調べて、それらの構想も参考にしたいかがでしょうか。	各市町村が創意工夫をしている点などについては、今後総合計画に基づく事業面などにおいて参考とさせていただきます。	
6	H28. 10. 12	成果の上がらない構想にしないために、人口は少ないですが、群馬県上野村と島根県海士町の理念、構想、戦略を参考にさせていただきたいと思えます。	各市町村が創意工夫をしている点などについては、今後総合計画に基づく事業面などにおいて参考とさせていただきます。	
7	H28. 10. 20	村上市の現状は大きな世界や日本の変革の中で起きつつあるもので、この中で村上市はどう生きていくか、将来のビジョンを描かなければならない。その際、フォアキャスティングによる将来像の描き方ではなくて、バックキャスティングによる将来像を描く方が変革期の将来像を描くには良いと言われている。それは、「将来の望ましい社会の姿を想定してそこから現在を振り返り、望ましい社会に到達するために今から何をどのような手順で実施していくか考え実行していく手法である。」これは絶えず目標とする望ましい社会を視野に入れ、それを実現するための戦略を描き、各段階で具体的戦術を検討するために目標を見失うことがない。	ご意見にあるとおり、第2次村上市総合計画では、まちの将来像として「やさしさと輝きに満ちた笑顔のまち村上市」を掲げ、この将来像を実現するための基本的な方向性として6つの基本目標を設定するつくりとなっています。	
8	H28. 10. 20	目標とする将来像は「持続可能な社会 将来の日本の社会像」である。これまでは大量生産、大量消費、大量廃棄社会が深刻な環境破壊や資源の枯渇化の発生、地球温暖化などを引き起こした。 これからは、次のような社会を目標とすべきである。 ・低炭素社会、資源循環社会 ・自然との共生社会の実現へ ・科学技術立国（新知識産業） ・環境立国（地球の限界と共存） ・観光立国（コミュニティづくり） 村上市地区ではどう街づくりに取り組むか（将来の街づくり） （1）教育を充実させる街づくり （2）環境を守る街づくり （3）観光に来たくなる街づくり （4）地域産業を活性化させる街づくり （5）村上市に住む若い人も若きも未来に希望をもって支え合いながら心身共に安全安心に楽しく充実した生活ができる街づくり ※以下、資料1-2のとおり	ご意見いただいた将来の街づくりの視点については、すべて基本目標に含まれていると解します。	
9	H28. 10. 20	村上市が世界に誇れるものは、鮭の回帰性を、世界一早く見つけ、江戸幕府に「種川の制」として制定された事だけです。このことが村上市を勇気づけ、城下町として今も知られている町なのです。その鮭の回帰を阻害するような、自然破壊の「岩船沖洋上風力発電機の設置」を三面川河口に、また大勢の観光客が夕日の美しさを見に来て下さる瀨波温泉の真ん中に建設することなど「もってのほか」としか云いようがありません。ぜひ、この事業の見直しをしていただくようお願いいたします。	基本構想の内容に係るご意見ではないため、その他の意見として参考とします。	
10	H28. 10. 20	市議会で決まったことだからと、ホームページに載せてあるからで済ませてしまうような周知では困ります。多くの市民はこの岩船沖洋上風力発電機設置事業計画を知りませんでした。市の担当者はホームページを見てくださると云いますが、どれほどの市民がパソコンなど器械によるホームページを見ているか調べたことがあるのでしょうか。今、日本の自治体は情報公開の正確性を問われております。大勢の市民に周知もないうまま大事業を進めることのないよう、市民への周知の方法を考え出してください。	基本構想の内容に係るご意見ではないため、その他の意見として参考とします。なお、市の計画等については、今後も様々な機会を通じてその周知に努めます。	
11	H28. 10. 20	今回は、基本構想の素案についてのみ、パブコメを求めています。全体の構想や分野別の内容についての意見公募をしていません。その結果をもって、審議委員会が答申を出す参考にするのは、計画への意見としては適切ではありません。審議委員の方々の責任のある検討としても、意見公募の内容があまりにも雑駁です。これをもって、パブリックコメントとすることは行政の怠慢としかとらえようがありません。答申を審議する前に再度詳細を提示しての意見公募を行う必要があります。	今回のパブリックコメントでは、第2次村上市総合計画の一番核となる基本構想について意見公募を行うこととしたものです。	
12	H28. 10. 20	平成27年度実施の市の総合戦略に対する意見公募の結果の中に洋上風力発電事業についての意見があります。その中で、「今後市民の皆様の意見を伺いながら、とあるにもかかわらず、この件についての調査は実施することもなく、第2次総合計画の審議がされています。また、現在市内の市民団体が見直し署名を集めていて、既に2,100人以上の人の署名が集まっていると聞いています。これらの事から、現時点では、総合計画に掲載するような住民合意形成が不十分であると考えます。さらに、特定の民間事業者が計画している段階です。事業性評価も出ていない時点です。そのような時点で、計画の中に主要施策として、新エネルギーの推進の一つとして掲げること、不適切です。審議委員の良識を期待します。環境アセスメントの最終結果も出ない段階で、このような巨大事業で自然環境を大きく変える可能性が必至の事業を、市が計画に載せることには反対です。もしも掲載するとしても、自然エネルギー利用の事業を地元資本優先に開発していくという方針も入れていただきたい。「岩船沖洋上風力発電導入実現を目指す」の文言は入れないでください。また、巨大資本に頼るものは、住民の見直しや白紙撤回の要望がある時は、そのことを重視して、「基本計画と事業そのもの見直しをする」ことを明記してほしいと思えます。	基本構想の内容に係るご意見ではないため、その他の意見として参考とします。	

No.	受付日	意見の概要	意見に対する市の考え方	結果
13	H28. 10. 20	平成27年度の7月17日の審議会の議事録に、事務局の説明で、「委嘱をお願いしているのは、条例にもございますように総合計画の審議です。そこに総合戦略も一緒にやらせてください。その意味は、総合戦略は総合計画の柱となるものであり、かつ年限が27年度中に作れなければならないと課せられているものですから。先行させていただきますというお願いをしています。」とあります。 そもそも総合戦略の柱にするという事は、第2次総合計画の策定をするという、自治体の独立した自治のための計画ではないと思います。そのような観点からも、この計画は、市民の幸福の追求のためにあるべきもので、それを障害する懸念を持つような事業の掲載は不適切です。 今回意見を求められている総合計画の素案を検討する上で、参考にしようとした、総合計画の検討資料の中で、「政策2-1自然保護・環境保全・新エネルギー」の箇所に掲載されている文言に驚きました。「安全で環境に対する負荷の少ない新エネルギーの普及拡大に取り組む必要があります。」と記しているのに、「岩船沖洋上風力発電の導入実現を目指します。」という主要施策は、決して環境負荷は小さくありません。そのために環境省は法改正して巨大な規模の風力発電事業に環境影響評価の義務を課したのです。洋上風力発電は、いまだ環境への影響の検証に異論が多く出る可能性のある事業です。しかも、有識者の指導の下に検討しているとしても、中心的立場の企業の寄付で成り立つ研究者が指導するとすれば、不公平も生じやすい事態です。地元外の巨大資本の下で導入することを現段階の計画に掲げるのは、研究不足の行政とみられても致し方ない状況ではと考えます。 加えて、市民の見直し署名が2,000人以上もあるという現状で、海の近隣地域の住民と漁業関係者、瀬波の観光業の方々の賛同を得ているとしても、丁寧な住民全体への説明と情報公開がされないまま、総合計画に盛り込まれることは不相当と考えます。 低炭素で再生可能なエネルギーとして、建前ではブルサーマルもそうだとする向きもあります。そういう点からも、先の表記は不相当です。 再生可能エネルギーでありかつ地元で自然エネルギーを利用することは望ましいと考えます。但し、小規模分散型のエネルギー設備の普及が、時代の先駆的な計画であるとも考えています。そのことを計画に計上してほしいです。もう何でも「大きいことはいい事だ！」ではない時代にあると考えます。また、原発立地県が昏迷にあるように、巨大外部資本の事業では、大方にして、儲からなくなれば撤退して、その後は、それが無いと機能できないような経済システムなどに転じ易いという経験からも、現時点での政策2-1の主要施策2の3項目目の文言は、不適切な表現であると考えます。	基本構想の内容に係るご意見ではないため、その他の意見として参考にします。	
14	H28. 10. 20	審議委員の方々も大量の資料を基に御検討ご苦労様です。 しかし、自治体の重要な計画の審議ですので、慎重かつ誠実な御検討をお願いします。この意見公募の結果発表が、答申後である事には不満があります。結果がどのように反映されているのかが、市民に不明なまま審議議事録の開示も後になるという経過は、形式的に手続きをしたという証拠づくりのようにも感じます。20日締め切りで28日に審議会をして、答申を作成するという短期間の検討であり、かつ総合計画全体への意見公募ではなく、基本構想の素案のみであり、殊に岩船沖洋上風力発電推進という市の福祉や産業に大きな影響を与える可能性のある項目についての内容を示してもいない意見公募には市政の誠意のなさを感ぜないではいられません。その点もぜひ考慮してご審議いただきたいと思えます。	審議会は、すべて公開しておりますが、議事録等のホームページでの掲載については、記録資料の整理やまとめに時間がかかりますので、公開まで時間を要します。どうかご理解ください。また、審議会では、すべての案件に対して慎重かつ誠実に審議をしております。 なお、お寄せいただいた意見は、基本構想の内容に係るご意見ではないため、その他の意見として参考とします。	
15	H28. 10. 20	政策2-1の政策の方針の第4項目の「地域特性に応じた」とありますが、この特性とはどのような事を示しているのでしょうか不明です。その記載をしてください。 私としては、風が安定して吹かない・台風の進路や規模が過去にない状況が増加していることで、暴風や突風が想定しにくい環境になっていることなども特性と言えるのではないかと思います。強風により停止する発電では、猛暑残暑が長くなっている近年の夏や、厳冬のピーク電力を賄うためには、どうしても、一定の火力発電による調整が必須です。この点からも温暖化ガスの削減への貢献は少ないと考えます。 そこで、「現状と課題」の課題解決に結び付くような発電方式の推進が重要と考えます。そのため、主要施策の岩船沖洋上風力発電の現時点で推進している計画をそのまま計画に表記する事には賛成できません。	基本構想の内容に係るご意見ではないため、その他の意見として参考にします。	
16	H28. 10. 20	主な目標値の根拠が不明です。算出根拠を明示する必要があります。説得する資料になっていません。また、削減される根拠も明示する責任があります。さらに、環境フェスタの入場者数が増えることがどういう評価の意義があるかも不明瞭です。その点の検討が必要です。	基本構想の内容に係るご意見ではないため、その他の意見として参考にします。	
17	H28. 10. 20	9ページ(3)交通ネットワークの形成 8行目、9行目の「村上市及び岩船郡の中心地としての本市の」を削除した方が良いと思えます。	より分かりやすい記載とすることとし、修正を検討します。	修正する
18	H28. 10. 20	12ページ 生活圏域の機能・役割・方向性の「圏域内の日常生活の利便性」を「住みやすさ」に変えていただきたいと思えます。	基本構想(素案)10ページの「生活圏域の住みやすさと市街地圏域が持つ利便性を」という表現と合わせることで、修正を検討します。	修正する
19	H28. 10. 20	12ページ 食糧生産交流ゾーンの機能・役割・方向性の「自然」を「田園」に変えていただきたいと思えます。	基本構想(素案)11ページの土地利用構想図との関係や自然ふれあいゾーンとの違いを分かりやすく表現するため、修正を検討します。	修正する
20	H28. 10. 19	住民の健康寿命を延ばし、重症化予防のため、また子ども・妊産婦・アレルギーなど感受性の高い方を含めた非喫煙者を受動喫煙の危害から守るために、健康の基本として、この課題の重点施策をお願いします。 (1)タバコ(喫煙及び受動喫煙)は、早期死亡、健康寿命の短縮など、健康破壊に第一の要因になっているとのエビデンスが蓄積していることから、活用可能なあらゆる機会を通してその周知・対策徹底を図る必要があります。 (2)タバコ特に受動喫煙の危害防止について、公共性の高い施設において子ども・妊産婦を守ることを最優先に全面禁煙ルールを確立して順次広げていくことや、幼稚園や小中学校などの保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等を行う必要があります。 (3)子ども・青少年の喫煙防止とともに、親や妊産婦・家族が喫煙している場合は禁煙を促す抜本的施策などが必要です。 ・禁煙サポートの推進で、特定健診やがん検診等の場合は40歳以上であったり、より若い20歳前～30歳代・未成年者への禁煙サポートに重点を置いたやり方が求められています。 ・禁煙治療の保険適用について、喫煙指数が200以上などの制約がありましたが、中医協の改定で、今年4月からは35歳未満の若い世代は適用外になりますので、この施策の重要性を進めていただきたいです。 (4)男女共同参画、特に女性の健康づくりの推進に関連して、禁煙と受動喫煙の危害防止は「生涯を通じた女性の健康づくり」にとっても必要です。 (5)歯周病だけでなく、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あることから、これらを強調した啓発と対策が必要喫煙・受動喫煙の危害対策は、中長期的にも、タバコを吸えない社会環境づくりとして男女の喫煙率を低減させていく上で極めて有効で、住民の健康支援となり、健康寿命の延伸に大きく寄与すると考えます。	市内(市内の団体)の方からの意見ではありませんでした。	